

- ※1 所得証明書等の発行が必要な場合は、申告が必要です
- ※2 収入がなかった人や非課税収入のみの人は、収入がない旨の申告をして下さい(詳しくは3ページ)

## 公的年金等を受給している人について

公的年金等の収入金額が400万円以下かつその他所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合や、源泉徴収票に記載のない扶養や控除を追加する場合は、申告を行って下さい。(控除の例: 医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、障害者控除、扶養控除など)

## 所得税の確定申告について

## お問合せ先 伊勢崎税務署(0270-25-4045)

会場:メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎(市民文化会館)

期間:令和6年2月16日(金)~3月15日(金) ※土・日・祝日を除く

時間:9:00~16:00

※混雑緩和のため入場整理券を発行しています。16 時前でも受付を終了する場合があるため詳しくは税務署にお問合せ下さい。

☆国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンを利用して確定申告書等を作成できます。